後期高齢者医療の被保険者証が新しくなります

問い合わせ…保険課医療保険係（TEL 25-2113）

現在発行している後期高齢者医療の被保険者証の有効期限は、7月31日です。8月から使用できる被保険者証（桃色）を、7月下旬に郵送します。

被保険者証を送付します

被保険者証は簡易書留で郵送します。不在の場合は、郵便局の不在通知が入りますので、郵便局にお問い合わせください。今月末までに新しい被保険者証、または不在通知書が届かない場合は、保険課医療保険係へお問い合わせください。

なお、保険料の滞納がある場合は、通常より有効期限が短い被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります。

自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。前年の所得をもとに、今年8月から1年間の自己負担割合を判定します。同じ世帯の被保険者で市民税の課税所得が145万円以上の人がいる場合には3割となります。

ただし、市民税の課税所得が145万円以上であっても、次の①または②に該当する場合は、市庁舎6番窓口へ申請すれば1割の自己負担割合となります。

①同じ世帯の被保険者が2人以上
同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満

②同じ世帯の被保険者が本人のみ
ア、本人の収入が383万円未満
イ、本人と同じ世帯の70歳～74歳までの人の収入の合計額が、520万円未満

限度額適用・標準負担額減額認定証が更新されます

現在の限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日までになっています。すでに認定証を交付されていて、平成28年度の市民税が非課税世帯の人には、新たな減額認定証を被保険者証とは別に7月下旬にお届けします。

減額認定証とは

市民税が非課税の世帯に該当する人が、入院または高額な外来診療を受ける際に、減額認定証を医療機関窓口に提示すると、医療費の自己負担限度額や、入院時の食費・居住費の負担が軽減されます。

なお、減額認定証を持っていない人が新たに交付を希望する場合は、市庁舎6番窓口での申請手続きが必要になります。

【申請に必要なもの】

●被保険者証
●印かん

※非課税証明書など収入額を証明するものや、入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。

後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬にお届けします

保険料は、平成27年中の所得金額と世帯の状況を基に算定されています。

※「世帯」は今年の4月1日時点（75歳になる人、県外からの転入者などはその時点）を基準にしています。

保険料の計算方法

保険料（年額）＝ 被保険者均等割額 56,085円 ＋ 所得割額（総所得金額等 －33万円（基礎控除額）× 所得割率 11.17%）

保険料は、被保険者全員が負担する「被保険者均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。保険料は、年額57万円が上限です。

※保険料の計算方法は今年度改定されました。

特別徴収（年金天引き）から口座振替に変更ができます

特別徴収（年金天引き）の人は、申請すれば特別徴収から口座振替に変更できます。変更を希望する場合は、保険課で申請が必要です。

※毎週木曜日の窓口延長時は、保険課窓口でも保険料を納付できます。

問い合わせ

保険課介護保険係（TEL 25-2116）

8月1日から国民健康保険の『限度額適用・標準負担額減額認定』の更新が始まります

問い合わせ…保険課医療保険係（TEL 25-2113）

現在、認定証を交付されている人は、有効期限が7月31日までとなっていますので、更新の手続きが必要です。

『限度額適用・標準負担額減額認定』とは

認定証を医療機関へ提示することで、医療費の負担額が一定の限度額となり、さらに入院時の食事代が減額されることがあります。

対象者

市国民健康保険の被保険者全員

※70歳～74歳の人は、同一世帯の世帯主および国保の被保険者全員が、平成28年度市民税非課税の世帯の人のみ

申請の手続き

認定証の発効日は、申請した月の1日からとなりますので、継続して入院中の人は、8月中に更新の手続きをしてください。申請が遅れた場合、日付を前月まで遡って認定することはできませんのでご注意ください。

新規の交付申請は、随時受け付けています。

申請に必要なもの

●国民健康保険被保険者証
●世帯主の印かん（認め印可）

※代理人が申請する場合は、代理人の身分証明となるもの、および印かんが必要です。

『長期認定』を併せて申請する場合

申請前の12ヵ月間に入院日数の合計が90日を超えたことが分かるもの（90日分の領収書、または入院証明書など）

『長期認定』は、次の条件のすべてに該当する人のみ申請できます。

①平成28年度市民税非課税世帯の人（70歳～74歳の人は、「低所得Ⅱ」の人）
②申請前の12ヵ月間に、入院日数の合計が90日を超えている人
③②の入院期間中、市民税非課税世帯に属していた人

国民年金保険料の免除・追納制度

問い合わせ…市民・人権同和対策課市民年金係（TEL 25-2112）

毎月の国民年金保険料の納付が困難なときは、免除の申請が可能です。申請年度の前年の所得に応じて「全額免除」、「4分の3免除」、「半額免除」、「4分の1免除」の4段階の免除があります。申請日より、原則2年1ヵ月前までさかのぼって申請できます。

平成28年度免除の保険料月額（月額1万6260円）

▽全額免除＝0円
▽4分の3免除＝4070円
▽半額免除＝8130円
▽4分の1免除＝1万2200円

対象者

申請免除の対象者

●申請者本人とその配偶者、世帯主の申請年度の前年の所得がいずれも一定基準以下の人

納付猶予制度の対象者

●申請者本人とその配偶者の申請年度の前年の所得が一定基準以下の人で、50歳未満の人

※7月1日より、納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。

申請に必要なもの

印かん、身分証明書（運転免許証等）

※失業中の人は、「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」が必要です。

追納制度

●免除期間の保険料は、後から納めることができます。保険料の免除の承認を受けた期間がある場合には、将来受け取る年金額が少なくなります。これを補うために、10年以内であれば後から保険料を納めることができ、納めると受給額は減少しません。

※3年度目以降、追納する場合は当時の保険料額に加算金が付きます。